

事務名	墓地等の建設等計画への意見の申出
根拠法令	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第 18 条第 1 項

知事は、隣接住民等から、第十六条の標識を設置した日以後規則で定める期間内に、当該墓地等の建設等の計画について、次に掲げる意見の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等との協議を行うよう指導することができる。

- 一 公衆衛生その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見
- 二 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見
- 三 墓地等の建設工事の方法等についての意見